

議案第 28 号

君津市と鴨川市との間の学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

君津市と鴨川市との間の学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、鴨川市と協議するに当たり、同条第 3 項の規定により準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

君津市長 石 井 宏 子

君津市と鴨川市との間の学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

君津市と鴨川市との間の学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約（平成 17 年 2 月 11 日制定）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「鴨川市立天津小学校」を「鴨川市立天津小湊小学校」に改める。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

君津市と鴨川市との間の学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約新旧対照表

改正案	現 行
<p>(学区の指定)</p> <p>第2条 鴨川市は、前条の規定により君津市から委託を受けた学齢児童を<u>鴨川市立天津小湊小学校</u>に、学齢生徒を鴨川市立安房東中学校にそれぞれ入学させるものとする。</p>	<p>(学区の指定)</p> <p>第2条 鴨川市は、前条の規定により君津市から委託を受けた学齢児童を<u>鴨川市立天津小学校</u>に、学齢生徒を鴨川市立安房東中学校にそれぞれ入学させるものとする。</p>